

改正 令和7年6月18日 原規総発第2506184号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月18日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この訓令は、令和7年6月18日から施行する。

別表 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後						改正前					
別表第3 (原子力規制法令) (3) 原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号) 関係						別表第3 (原子力規制法令) (3) 原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号) 関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1~8	(略)	(略)	(略)		(略)	1~8	(略)	(略)	(略)		(略)
<u>9</u>	<u>放射線防護企画課</u>	<u>原子力災害対策指針(令和6年原子力規制委員会告示第8号)第2(7)①(i)の規定による全国規模での活動体制を有する原子力災害医療協力機関、原子力災害医療・総合支援センター又は高度被ばく医療支</u>	<u>長官</u>		<u>要</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)

	援センター(基 幹高度被ばく 医療支援セン ターを含む。) が指定要件に 合致している ことの確認に 関すること。								
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--